

箕輪町公有財産有効活用提案募集について

● 趣 旨

本募集は、民間事業者が持つ発想やアイデアによる提案を幅広く募集し公有地を最大限活用することを目的とし、公有財産有効活用提案について必要事項を定めたものです。

● 制度概要

提案募集は、民間事業者から公有地の利活用に関する提案を求め、財政コストの削減とサービスの向上等につながる提案を選定し、町との協議を経て実施していくものです。

提案が採用され、町と協議が整った場合には、提案者と契約を行います。

● 募集する提案

民間提案制度では、提案者自らが実施し、町の財政コストの縮減や町民サービスの向上等につながる提案を募集します。

次表に掲げる区分の要件をいずれかを満たす提案であることとします。

産業の振興	町の産業の振興に資するものであること
雇用の機会の創出	地域の雇用創出につながるものであること
社会福祉の増進	町の社会福祉・健康分野の増進に資するものであること
教育・文化の振興	町の教育・文化の振興につながるものであること
その他	上記に掲げるもののほか、地域の実情に則した地域活性化につながるもの

● 活用提案する公有地

「公有地の活用提案」 活用する公有地 旧おごち保育園跡地

提案内容の実施期限は、原則として3年以内で、町との協議により成立した期間とします。ただし、町がそれを超える契約が必要だと判断した場合は、この限りではありません。

ただし、次のような提案は事業化できません。

- ・町に経費負担が発生する提案
(ただし、十分な財政効果や政策実現に寄与すると認められる場合は除く。)
- ・提案者以外が実施主体となることを前提とした提案
(提案者と実施主体間で合意がなされている場合は、共同でご提案ください。)
- ・公序良俗に反する事業を行うなど町がふさわしくないと判断した提案

● 提案できる方

提案内容を自らが実施する法人及びその他団体（個人事業主、共同提案、広告代理店による提案も可能）が提案できます。法人格の有無は問いませんが、提案した事業を安定的に実施できる団体に限ります。ただし、次の事項のいずれかに該当する方は提案者及び構成員となることができません。

- (1) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中のもの及び会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中のもの
- (3) 法令等に違反しているもの
- (4) 社会的信用を著しく損なうような問題を起こしているもの
- (5) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (6) 税を滞納しているもの
- (7) その他、財産の有効活用の実施主体として適当でないと町長が認めるもの

● 提案制度スケジュール

提案の募集開始	令和4年3月28日（月）
提案書類の提出期限	令和4年3月28日（月）～4月15日（金）
書類審査	令和4年4月下旬（予定）
（プレゼンテーション審査）	令和4年5月中旬（予定）
審査結果の通知・公表	令和4年5月下旬（予定）

※提案件数により日程に変更が生じる場合があります。

● 提案書等の提出

必要な書類は下記のとおりです。必要事項を記載の上、令和4年4月15日（金）の提出期限までに持参又は郵送により企画振興課提出してください。なお、必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。

ア 提出書類

提出書類 提出部数

提案書 (様式1号) 1部、

提案団体調書 (様式2号) 1部

イ 提出先

〒 399-4695 箕輪町大字中箕輪10298

箕輪町役場 企画振興課 財政係宛

ウ 提出時間

箕輪町役場開庁日(平日)の午前8時30分から午後5時15分までとします。土日や祝祭日の受付はできません。郵送の場合は、提案書類の提出期限日の消印有効とします。

エ 提出後の辞退

提案提出後に辞退したい場合は、提案辞退届(様式3号)を提出してください。

● 提案書等の審査

ア 書類審査

提案者から提出された提案書等については、提案書類の内容が提案要件を満たしているか審査します。書類審査後、後日プレゼンテーションによる審査を行いますので、日程等を併せて通知します。

イ 提案書等の審査

プレゼンテーション審査 庁内にて、プレゼンテーションによる提案審査を行います。一つの財産に複数の提案があった場合は、併せて優先順位付けを行います。

・審査の方法

審査にあたっては、下記の観点に基づいて行うこととし、採否は企画振興課で決定します。

(審査の観点)

独自性 独自のアイデアや工夫に基づく付加価値があるか

公共サービスの充実 町民サービスの向上につながる事業内容となっているか

地域性 地域の雇用や経済等の活性化が図れるか

財政負担の軽減 町の歳入アップに繋がる事業内容となっているか

実現性 実現性の高い内容となっているか

法令の適合性、リスク管理など民間活力等の導入にあたって支障となる事項はないか

・採否の区分

採用(一部採用): 今後の協議対象提案として、事業化に向けた協議を行うもの

不採用: 事業化に適さないと判断されたもの、現時点では実現が困難であるもの等審査は非公開で、提案者ごとに個別で行います。

● 審査結果の通知

審査結果については、全ての提案者に通知するとともに、町のホームページ等で公表します。公表対象は「提案内容」、「提案の採用可否」とし、その後の事業化に向けた協議を経て、契約締結に至った場合は、「提案業者名」も公表いたします。

なお、経緯及び審査内容に関しての問合せ、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

● 事業化に向けた協議

採用された提案事業の提案者は事業化に向けて企画振興課と詳細協議を始めます。契約締結後、事業者は責任をもって提案内容を履行することとします。また、町等が適宜実施するモニタリングについて、事業者は協力することとします。

● 留意事項

ア 提案者の失格要件

提案者が次の要件に該当する場合は失格とします。

- ・各提出書類において虚偽の内容を記載された場合
- ・本要項に定める事項を遵守しない場合

イ 提案に係る費用負担

原則、提案に係る費用（財産の現状復旧費も含む）は、提案者の負担とします。

ウ 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、書類の返却はいたしません。また、町は提案募集以外の目的で提出書類を利用することはありません。

エ 特許権等の侵害等

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを町に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない場合、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとします。

オ 提案に対する情報公開

箕輪町広報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

● 問い合わせ先

箕輪町役場 企画振興課 財政係 0265-79-3152